第一項第一号(1)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同イの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同号(2)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(2)アの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）の項及び八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の項中「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同表の注の表周波数の欄中「八八五MHz以下及び九五八MHzを超え」及び「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同(2)ウ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同ウの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同項第二号(1)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同イの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同号(2)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(2)アの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）の項及び八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の項中「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同表の注の表周波数の欄中「八八五MHz以下及び九五八MHzを超え」及び「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同(2)ウ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同ウの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第二項第一号(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同号(2)ア(ア)及び(イ)中「、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHz」を「及び八四五MHz」に、「八五〇MHz以下及び八八五MHz」を「八四五MHz」に改め、同(2)イ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第二号(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同号(2)ア(ア)及び(イ)中「、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHz」を「及び八四五MHz」に、「八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz」を「八四五MHz」に改め、同(2)イ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四項を削る。

**○総務省告示第四百四十三号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第二項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 79.5GHz | 78.0GHzから81.0GHzまで |

**○総務省告示第四百四十四号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二の二第一項第二号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十三年総務省告示第五百二十八号（七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

一　無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

1　送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器

2　データ信号用付属装置その他これに準ずるもの

3　信号処理装置

二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。

三　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1　キャリアセンスの技術的条件は、受信装置の空中線端子における電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。

2　任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、六六〇マイクロ秒以下であり、かつ、送信バースト長は三三〇マイクロ秒以下であること。

**○総務省告示第四百四十五号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第三百四十二号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

表一の項に掲げる区域の項及び八の項に掲げる区域の項中「1,455.35MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,503.35MHz」を「1,510.9MHz」に改める。

**○総務省告示第四百四十六号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第二号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備に係る識別符号を管理する者を次のとおり定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター